

令和6年度

仕 様 書

山口処理場汚水圧送管清掃業務

環境局 環境事業部 処理場管理事務所 山口処理場

山口処理場汚水圧送管清掃業務仕様書

1. 業務内容

本業務は、第2山口処理場から手稲水再生プラザまでの汚水圧送管内に固着したスケールを除去及び、第2山口処理場調整槽の清掃作業を行う。

また第3山口処理場の埋立地各ブロックから処理棟内までの汚水圧送管内に固着したスケールを除去及び、第3山口処理場調整槽の清掃作業を行う。

2. 業務場所 第2山口処理場 札幌市手稲区手稲山口295番地
第3山口処理場 札幌市手稲区手稲山口364番地

3. 履行期間 契約書に示す着手の日から令和6年12月20日まで。

4. 作業計画 業務実施にあたっては、下記の書類を作成し、業務主任に提出しなければならない。

- (1) 実施工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 主要機械一覧表
- (4) 主要資材一覧表
- (5) 作業方法
- (6) 施工管理
- (7) 緊急連絡体制表
- (8) 交通安全管理
- (9) 作業安全管理

5. 1 圧送管清掃作業方法等

- (1) ポリピック工法等により配管内のスケール（堆積物）を除去する。
- (2) 洗浄作業場所

第3山口処理場

- ア 汚水圧送管（鋼管φ100）：ポリピック工法または同等で洗浄する。
- ・ Aルート of 汚水圧送管（755m）をポリピック工法等により洗浄する。
- イ 堤内圧送管（鋼管φ75）：ポリピック工法等により洗浄する。
- ・ Bブロック堤内圧送管（39m）
 - ・ Cブロック堤内圧送管（48m）

第2山口処理場

- ア 汚水圧送管（鋳鉄管φ100）：ポリピック工法または同等で洗浄する。
- ・ 1工区汚水圧送管（500m）第2山口水処理棟～バッタ塚橋
 - ・ 2工区汚水圧送管（610m）バッタ塚橋～新川沿いの道路横

- 3 工区汚水圧送管（570m）新川沿いの道路横～手稲水再生プラザ
 - （3）洗浄用水は支給する。
 - （4）作業手順（ポリピッグ工法）
 - ア．ピグを配管に挿入し、ランチャーを用いて背後より水圧を加えることにより、管内を走行させる。
 - イ．ピグは、配管取外し箇所のスケール付着量の状況により、基本的には小口径より順次口径を大きく、かつ、軟らかいものより硬いものへ行う。
 - ウ．洗浄排水（スケール等）は、一度タンクで受けた後、汚泥吸引車にて抜き取り、当局の指定する場所に捨てること。
- 5. 2 調整槽清掃作業方法等
 - （1）高圧洗浄車により調整槽内の汚泥等を除去し、汚泥吸引車で汚泥等を吸引し槽内を洗浄する
 - （2）洗浄作業場所
第3山口処理場処理施設 調整槽×2
10.5m×8.5m×5.0m
 - （4）作業手順
 - ア．洗浄排水は、一度タンクで受けた後、汚泥吸引車にて抜き取り、当局の指定する場所に捨てること。

6. 主要機械及び資材

主要機械及び資材名	仕様等
圧送用ポンプ	10kg/cm ² 900ℓ/min
ランチャー類	発射装置、接続継手一式
排水用仮設材料	ホース、タンク置き台
給水タンク類	ポリタンク3 t×2基（復旧材含む）
発電機	75KVA・94PS（69Kw）
汚泥吸排車	8 t 以上、224kW
汚泥吸引車	11t 相当、257kW
ユニック付トラック	6 t・2.9 t 吊程度
資材運搬車（中小トラック）	2 t 程度
散水車（給水装置付）	タンク容量 6,300ℓ 程度
ポリピッグ（ダイヤックス同等品）	設計内訳書の項目による
高圧洗浄車	4 t、147kW

7. 諸法規の遵守

受託者は業務の施行に当たり、労働基準法・労働安全衛生法・労働災害保障保険法・道路交通法等の諸法令を遵守し、運営・適用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

8. 環境配慮

本業務において、委託者である札幌市の公共工事各種ガイドラインに準じ、環境負荷の低減に努めること。

9. 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

10. 提出書類

受託者は、札幌市契約規則により関係書類を業務主任に提出しなければならない。
(表 1 参照)

表 1

提出書類	部数	提出期限	備考	
業務着手届	2	着手と同時	経歴書含む (11)	
業務責任者届	2	着手と同時		
健康保険証写し	2	着手と同時		割印
業務工程表	2	着手と同時		
業務日報	1	作業を実施した日	(11)	
施工図	1			
業務完了届	2	完了と同時		
材料納品書	1	完了と同時	指示がある場合のみ提出	
業務写真	1	完了時		

11. 点検、承認

業務責任者は、業務に使用する機材について、事前に業務主任の点検又は承認を受けなければならない。

12. 業務中の検査

業務完了後に手直し又は検査を行うことが困難な箇所については、業務主任の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。

13. 業務現場管理

- (1)業務責任者は常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2)業務責任者は常に処理場管理者と連絡を取り合い、異常増水時に対処できる準備をしておかなければならない。

- (3)業務責任者は業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷が生じた事故及び第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を業務主任に報告しなければならない。
- (4)清掃前後の管開口部・調整槽の写真撮影を行うこと。
- (5)清掃前後の流量を測定すること。

14. その他国土交通大臣官房営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編 令和4年版）による。

特記事項

- 1. 本管の取り外し、取り付けには十分注意し、ボルト等の締め忘れのないようにすること。また、本管に損傷を与えないようにすること。
- 2. スケール等汚物は、指定場所に投棄すること。
- 3. 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- 4. マンホール・調整槽内等は酸欠の可能性があるので、換気を行い、酸素濃度測定を実施して作業を行うこと。
- 5. 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- 6. 作業時間は、原則9時～17時迄とする。
- 7. 業務実施に必要な機器、工具、消耗品類及び廃棄物処分費は、受託者負担とする。
- 8. 業務中又は業務終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は一切受託者の責任により処理すること。
- 9. その他本仕様に基づかない事項が発生した場合は、業務主任と協議を行い、決定すること。